

第201400171535号

平成27年2月25日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター理事長 様

鳥取県知事



地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期目標について（通知）

このことについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第25条第1項及び第3項の規定に基づき、平成27年2月定例県議会において別添のとおり議決の上、制定しましたので、本目標の達成に向けた中期計画を定めるとともに、計画に従い自主的かつ自律的な業務執行に努めてください。

なお、法第26条第1項及び鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成18年鳥取県規則第89号）第3条第1項の規定に基づき、3月2日（月）までに中期計画を提出してください。

〔担当〕 商工労働部経済産業総室産業振興室 前田

電話 0857-26-7244

ファクシミリ 0857-26-8117

電子メール maetai@pref.tottori.jp

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター

第3期中期目標

目次

基本的な考え方	1
I 中期目標の期間	1
II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1 中小企業等の製造技術・品質向上、新技術開発への技術支援	1
(1) 県内企業の技術的課題解決のための技術相談	
(2) 製品の品質安定化・性能評価、新技術開発のための県内企業への機器 利用、依頼試験・分析	
(3) 県内企業等が挑戦する新事業の創出、新分野進出のための支援	
2 鳥取県の経済・産業の発展に資する研究開発	2
(1) 県内企業への技術移転を常に意識した研究開発	
(2) 県内企業、大学、研究機関等との連携による共同研究及び受託研究	
(3) 知的財産権の積極的な取得と成果の普及	
3 鳥取県で活躍する産業人材の育成	3
4 産学金官連携の推進	3
5 積極的な情報発信、広報活動	3
III 業務運営の改善及び効率化に関する事項	
1 機動性の高い業務運営	4
2 職員の能力開発	4
IV 財務内容の改善に関する事項	
1 予算の効率的運用	4
2 自己収入の確保	4
V その他業務運営に関する重要事項	
1 コンプライアンス体制の確立と徹底	5
(1) 法令遵守及び社会貢献	
(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底	
(3) 労働安全衛生管理の徹底	
2 環境負荷の低減と環境保全の促進	5

基本的な考え方

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）は、産業技術に関する試験研究と成果普及、ものづくり分野の技術支援、人材育成等の積極的な展開により、本県産業の振興及び県民生活の向上に寄与することを目的として、平成19年4月に地方独立行政法人として発足した。

これまで、第1期（平成19～22年度）においては、積極的な企業訪問等を通じて企業ニーズの把握に努め、技術支援、機器利用などのセンターの活用促進を図るなど、県内企業の身近な“ホームドクター”としての役割を發揮し、第2期（平成23～26年度）では、県の経済成長戦略の策定に伴い、研究成果の技術移転や新商品の共同開発などに積極的に取り組み、企業の新たな製品開発に貢献するなど、地方独立行政法人としての機動性を生かし、県内企業への技術支援の強化に取り組んできたところである。

その一方で、国内製造業を取り巻く環境が大きく変化する中、大手企業の製造拠点の海外シフトが進み、電気機械関連産業を中心とする生産ピラミッドが崩壊し、鳥取県においても、大手電機メーカーの事業再編によって、製造業の出荷額、従業者数、事業所数は、この10年でおおよそ3割減となり、県内製造業は過去に例を見ない厳しい状況に直面している。

このため、既存技術の高度化による県内製造業の基盤強化、さらには、国内外から新たな需要を獲得できる新技術の開発に取り組むとともに、環境・エネルギー、次世代デバイス、バイオ・食品関連産業など、鳥取県経済再生成長戦略の戦略的成長分野の振興や参入促進を図るための技術支援、特に、医療機器・ウェアラブルデバイスなどの成長分野や先端技術分野への企業のチャレンジをサポートすることが喫緊の課題となっている。

また、県の豊かな農林水産物を活用し、農商工連携や6次産業化による新商品開発や輸出拡大、健康福祉・創薬関連分野など、とっとりフードバレーの推進に向けて、付加価値の高い産業の創出を目指した研究開発への取組が求められている。

第3期においては、県内製造業の再生・再興に向けた重要な転換期と捉え、鳥取県経済再生成長戦略など県の主要施策推進に積極的に貢献するとともに、公益財団法人鳥取県産業振興機構をはじめ、商工団体、金融機関、学術機関等との密接な連携のもと、県内企業の自立と高収益化に繋がる結果重視の戦略的かつ総合的支援に取り組むよう、次のとおり中期目標を定める。

I 中期目標の期間

第3期中期目標の期間は、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間とすること。

II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 中小企業等の製造技術・品質向上、新技術開発への技術支援

県内産業の発展には、中小製造業の技術力の向上、品質の信頼性の確保、新たな技術開発への挑戦といった産業活力が大きな力となる。これらを実現するために、県内企業が抱える技術的な課題を最大限に解決していく技術支援体制を強化すること。

(1) 県内企業の技術的課題解決のための技術相談

県内企業等が抱える技術的課題に関する技術相談を着実に実行する体制を整え、適切なアドバイスや情報提供等を行うこと。そのため、センター内の職員による対応に加え、必要に応じて関連する支援機関や大学等との連携も活用して、技術課題への対応力を強化すること。

(2) 製品の品質安定化・性能評価、新技術開発のための県内企業への機器利用、依頼試験・分析

中小企業、特に小規模事業者においては、より厳しい品質基準や高性能化等に対応した機器や人材を確保することが困難であることから、これらに対応する試験・分析機器の計画的な整備、提供する試験・分析メニューの充実、サービス提供時間や手続等の継続的な改善など、効率的な支援体制の整備を行うとともに、技術支援内容のレベルアップに努めること。

そのため、常に利用状況や企業ニーズを把握し、必要な機器、試験・分析メニューを維持、追加するとともに、老朽化した機器設備の更新、稼働率の低い機器設備の処分等もその必要性を検討の上、適切に行うこと。

また、引き続き、他の技術支援機関との連携による効率的な支援を行うこと。

(3) 県内企業等が挑戦する新事業の創出、新分野進出のための支援

新規事業の立ち上げ又は新製品開発を目指す県内企業等に、インキュベーション施設など研究開発の場を提供し、研究開発途上で生じた諸課題の解決に向け技術支援を実施すること。また、必要に応じて関係機関と連携し、関連する市場動向や販路などの情報提供を含めた総合的な支援にも努めること。

2 鳥取県の経済・産業の発展に資する研究開発

(1) 県内企業への技術移転を常に意識した研究開発

研究開発の実施に当たっては、企業ニーズや国・県等の施策、市場動向を的確に把握し、県内企業等への技術移転と実用化を常に意識して研究を推進する必要がある。そのためには、短期的な技術移転を目指した研究開発に加え、新事業創出を目指したシーズ開発、今後発展が予想されるものの県内企業が取り組むことが困難な技術分野等、中長期的な視点での戦略的な研究開発についても、絶えず見直しながら取り組むこと。

特に、鳥取県経済再生成長戦略において戦略的推進分野に位置付けた環境・エネルギー、次世代デバイス、バイオ・食品関連産業、農商工連携・6次産業化などの農林水産資源関連ビジネスをはじめ、医工連携による医療機器開発、新素材・高度部材の生産技術等について、県内企業の競争力強化及び新たな事業展開に結びつく研究開発に積極的に取り組むこと。

また、県内の重要な基盤的産業である電機・電子、機械・金属等の高度化、グローバル化に向けた研究開発や“地域資源”を活用した他地域に対して優位に展開できる「地域ブランド」の確立を目指した研究にも取り組むこと。

なお、テーマ設定及び研究成果に対する評価は、外部専門家の意見も取り入れながら、かつ、市場動向や今後の県内産業界の動向を加味した上で、技術移転の可能性についても考慮し、採択・継続の決定、研究費の配分等を行うこと。

さらに、得られた研究成果は関係者に広く周知し、研究成果の普及と技術移転の推進に努めること。

(2) 県内企業、大学、研究機関等との連携による共同研究及び受託研究

センター単独では実施し難い研究や研究成果の実用化等については、相乗効果を期待し、意欲のある県内企業、大学、研究機関等との連携による共同研究として積極的に取り組むこと。共同研究を実施するに当たっては、センターが中心的なリーダーとなってプロジェクトをけん引することを期待する。

また、企業等から要請のあった技術開発については、センターが取り組むことによって解決が促進され、関係企業のみならず、県内産業界に広く有益となるものについて、受託研究として取り組むこと。

(3) 知的財産権の積極的な取得と成果の普及

研究着手段階から知的財産権の取得を意識して研究を行い、その成果により取得した知的財産権を積極的に公開し技術移転を進めるなど、効果的な知的財産創出サイクルを確立すること。

なお、知的財産権の取得に当たっては、必要に応じて弁理士等の知的財産専門家を活用して新規性や活用の見込みについて十分検討するとともに、成果の普及においても関係機関と十分連携して行うこと。

3 鳥取県で活躍する産業人材の育成

第1期及び第2期までに培ってきた産業人材育成のノウハウを生かして、積極的に企業人材等を受け入れ、県内ものづくりの現場において研究開発力や製造技術・商品化手法等の技術力を高め、あらゆる問題解決に積極的に取り組むことができる高度な産業人材育成に取り組むこと。

4 産学金官連携の推進

企業の技術開発や事業化の支援を強力に推進するため、県内企業、大学、金融機関、行政機関など関係機関との産学金官連携を推進すること。

特に、公益財団法人鳥取県産業振興機構との連携を一層強化し、販路開拓や事業化戦略を見据えた企業への総合的支援を一体となって進めること。

また、国立大学法人鳥取大学、国立米子工業高等専門学校などの高等教育機関や他の試験研究機関との連携においては、企業の技術支援ニーズに対して最適な解決策を提供できるよう、技術面で中心的なコーディネート機能を果たすこと。

さらに、金融機関との連携によって、製造業が求める技術についての情報交換をはじめ、双方が提供するサービスに関する情報発信など、県内企業の新事業展開等の支援を強化すること。

5 積極的な情報発信、広報活動

企業の技術開発及び生産活動を支援するため、ホームページや各種広報媒体の活用や講習会やセミナー、研究発表会等の開催を通じて、センターの技術的知見や最新の技術情報等について、積極的に情報発信すること。

また、センターの利用実績がない企業等へのPRや他機関との連携を活用するなど、効果的な方法により利用企業の掘り起こしを進め、利用拡大に努めること。

III 業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人制度の特長を十分に生かして業務運営の改善を継続し、より一層効率的・効果的な運営を行うこと。

1 機動性の高い業務運営

理事長のリーダーシップのもと、迅速な意思決定に基づく機動性の高い業務運営を行うこと。そのためには、社会情勢や企業ニーズなどセンターを取り巻く環境の変化に応じて絶えず点検・見直しを行い、質の高い的確なサービスを県内企業へ提供できる運営体制とすること。

職員の配置においては、本県産業の将来像と今後の技術動向を見据え、中長期的な視点に基づいて職員を採用するとともに、県内産業界の状況に対応した組織・職員配置を的確に行うこと。また、必要に応じて技術スタッフ等を配置するなど、効果的な業務運営を行うこと。

さらに、センターが取り組む目標や責務について、職員の共通認識を図るとともに、鳥取・米子・境港3施設間における情報の共有化についても徹底すること。

このような業務運営による実績は、評価委員会により評価し、その結果を役員報酬（退職手当を含む。）に反映させること。

2 職員の能力開発

県内企業の技術的課題の解決、技術移転を意識した研究開発の推進を行う人材の育成を継続的に行うとともに、広い視野を持ち県内企業を先導的に支援できる高度なプロデュース能力を持った人材の育成にも取り組むこと。

そのため、必要に応じて、独立行政法人産業技術総合研究所や大学等の研究機関、関係機関等への職員派遣を活用すること。

また、客観性・透明性の高い職員評価を行うとともに、評価結果を勤勉手当、昇給、昇進、職員配置等に反映させ、継続的に職員のレベルアップに繋げること。

IV 財務内容の改善に関する事項

1 予算の効率的運用

運営費交付金を充当して実施する業務（臨時的経費及び職員人件費を除く。）については、期間開始前に示される基準に沿って、毎事業年度において経費抑制を行うとともに、事務処理の簡素化・効率化、施設・設備の有効利用の徹底、外部委託の活用など、業務運営の効率化と経費抑制を目的とした見直しを恒常的に実施すること。

また、センターの業績に応じたインセンティブとして、業績評価に基づき増減させる算定ルールを適用する。

なお、経費抑制に当たっては、利用企業等へのサービスを低下させることのないよう努めること。

2 自己収入の確保

県内企業等の機器利用や依頼試験への積極的な対応や保有する知的財産権の効果的なPRによる使用許諾の推進など、外部資金の獲得に努めるとともに、企業や大学等との共同研究等による競争的資金等を積極的に獲得するなど、運営費交付金（県からセンターへ交付）以外の収入の確保に努めること。

なお、知的財産権の使用許諾に伴う使用料収入額のうち、センターと職員間における配分については、知的財産関係法令等に基づいて設定したルールを遵守すること。

V その他業務運営に関する重要事項

1 コンプライアンス体制の確立と徹底

(1) 法令遵守及び社会貢献

法令遵守はもとより、職員は全体の奉仕者としての自覚に立ち、職務執行に対する中立性と公平性を常に確保し、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努めること。

特に、研究成果やデータ等の不正が起こらない環境づくりに努め、公設試験研究機関としての対外的な信頼性を確保すること。

また、法令遵守や適切で安全な設備の使用・管理等に関して、職員に対する研修を継続的に実施するとともに、確実な実施に向けた組織体制の整備を行うこと。

さらに、県民とともに歩む組織として、地域イベントや奉仕活動への参加など社会貢献に努めること。

(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底

個人情報や企業からの相談や研究等の依頼など職務上知り得た情報について守秘義務を徹底すること。特に、企業が有する独自技術やノウハウについては、その取扱いを慎重に行うこと。

また、電子媒体等を通じた情報管理についても、職員への教育を徹底し、漏洩防止に万全を期すること。

情報公開関連法令等に基づく、事業内容や組織運営状況等の情報公開についても、適切に行うこと。

(3) 労働安全衛生管理の徹底

職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう、十分に配慮すること。

また、安全管理体制の徹底を図るとともに、規程の整備や職員への安全教育を実施するなど、労働安全衛生関係法令等を遵守すること。

2 環境負荷の低減と環境保全の促進

業務運営に際しては、環境に配慮した運営に努めるとともに、研究活動の実施、施設・設備、物品等の購入や更新等に際しては省エネルギーやリサイクルの促進に努め、環境負荷を低減するための環境マネジメントサイクルを確立し、継続的な見直しを実施すること。